という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（$A \times B$）及び（$A \times B$）$\times 0.75$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.7479}$

（$a／b$）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.7479}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（$A \times B$）及び（$A \times B$）$\times 0.75$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.7479}$

（$a／b$）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.7479}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第三条に係る額を含む。）の合算額に$\overline{〇・九七八}$を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつ

という。）ごとに第一号に定める方法によつて算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第二号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（$A \times B$）及び（$A \times B$）$\times 0.75$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の指定都市別の市町村道分又は一般国道等分ごとの伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.9368}$

（$a／b$）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.9368}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$(A \times B) \times 0.75$

（$A \times B$）及び（$A \times B$）$\times 0.75$ に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

B　次の算式によつて算定した環境性能割交付金の伸び率

算式

$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.9368}$

（$a／b$）、$\sqrt{(a／b)}$ 及び$\sqrt{(a／b)} \times \underline{0.9368}$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方道路譲与税の額のうち改正前の地方道路譲与税法第三条に係る額を含む。）の合算額に$\overline{〇・九八五}$を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額（改正前の地方道路譲与税法第四条の規定によつ